

第32回定期総会次第

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和3年度11月第32回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号2番「根岸富夫」委員、6番「田端龍一」委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中12名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号11番「青木恒夫」委員、12番「大澤久男」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は1件の申請がありました。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否をはかる」とのことです。

農地法第3条許可申請は土地利用が農地のまま変わらず、権利の移動のみ行うという申請です。その権利移動の際に農業委員会の許可を必要としています。3条の案件の許可権者は農業委員会会長になりますので、この総会で許可決定しますと、所有権の変更ができることになります。

それでは、申請番号1番について説明します。

(申請番号1番について説明)

農地を取得するには「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「全部効率利用要件」、「地域との調和要件」の4つの要件を満たしていることが条件になります。

今回の記載事項の内容から、「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また下限面積要件については大河地区の要件である30a(3000㎡)を越えていることからこの2つの要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員
須澤委員

はい。推進委員の須澤が報告いたします。11月21日8時から農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。まず該当地についてはきちんと下刈りされており、耕作できる状態になっています。

次に経営農地についてですが、1494番1と1495番はたまねぎとケイトウが植えてあります。

258番はクジャクソウが植わっています。

27番1は田として使われております。

第32回定期総会次第

推進委員
須澤委員

264番1はエンドウ豆が作付けしてあります。

102番は山に囲まれている土地で杉の木が大きくなってしまっていて、聞いたところ2年ほど前の地籍調査で地目を山林にしたと聞いております。

54番2、55番1、56番はクジャクソウが植わっております。

53番2、54番1、54番6、224番1は白菜、ネギ、ソラマメなどを作付けしてあります。

235番1、238番1はトラクターで耕耘済みです。

221番1、222番は梅の木、大根が作付けされておりました。

218番は白菜が作付けされておりました。

217番はアスパラが作付けされておりました。

214番4はさつま芋、トウモロコシが作付けされておりました。

213番1はブドウが植えておりました。

219番、149番1は下刈りがされ管理されております。

156案1は桜の木があり、下刈りされ管理されております。以前は桜も枝ものとして出していたそうです。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして、日程3、議案第2号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。

審議の進め方について、先に委員の皆様にお諮りしたいと思います。再設定および新規共に、地区毎に現地調査報告と質疑、採決をとる方法で議事を進めたいと思います。ただし、委員に関係する案件については、その地区の頭で個別に審議し、残りを一括採決をとる方法で議事を進めたいと提案します。よろしいでしょうか。

(異議なし)

第32回定期総会次第

- 議長 承認が得られたということで、議案第2号につきましては地区ごと一括採決で進めさせていただきます。
- それでは、これから審議に入ります。今回は再設定が35件、新規が28件、計63件の申請がありました。土地の所在地等の説明は特に必要な場合以外は省略しても差し支えないと致します。
- はじめに、小川地区の再設定の審議に入ります。関係委員はおりませんので一括審議といたします。申請番号1番から7番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。はじめに、議案第2号の内容について説明をさせていただきます。
- これは農業経営基盤強化促進法という国の法律のもと、当事者より申し出がされるものです。市町村はこの法律に基づき、「農用地利用集積計画」というものを作成しており、利用権はこの計画の一部です。町はこの計画を公告するために農業委員会の決定を経る必要があるため、今回承認を求められているものです。また、農業委員会は、担い手や土地所有者からの申し出を受けて、農地の利用調整に努めることが求められています。
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から当委員会に、農用地利用集積計画について承認を求められております。今回の申請の合計は、63件、87筆、114,944㎡です。なお、今回の新規就農者はおりません。
- それでは、申請番号1番～7番の再設定について読み上げます。
- 申請番号、所在、地番、地目、面積、受人の順で読みあげます。その他詳細につきましては議案書をご覧ください。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、小川地区になります。
- 議長 ありがとうございます。それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員
嶋田委員 推進委員嶋田が報告いたします。11月21日9時から、農業委員4名、推進委員2名の計6名で現地調査を行いました。
- 1番、2番はブドウが作付けされておりました。
- 以上です。
- 10番安
藤委員 続きまして10番安藤が3番から7番を報告いたします。
- 3番はブロックローテーションで大豆の稲刈り後の状態でした。
- 4番から6番は水稻の刈り取り後でした。
- 7番は作物収穫後で管理されておりました。
- 以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

第32回定期総会次第

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番から7番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので小川地区再設定、1番から7番についてはすべて可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、大河地区の再設定の審議に入ります。関係委員はおりませんので一括採決といたします。8番から12番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号8番から12番の再設定について読み上げます。
(議案書を朗読)

最後に調査区は、大河地区になります。

議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員 澤田委員 はい。推進委員の澤田が報告いたします。11月21日、農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。私は8番と11番と12番を報告いたします。

8番は大根、大豆、さつまいも、小松菜が作付けされておりました。さつまいもは収穫後でした。

11番は水田で、トラクターによる整地がされておりました。

12番はネギ、白菜、さといもが植えてありました。

以上です。

1番横田委員

続きまして1番横田が9番と10番を報告いたします。

9番はクジャクソウの出荷が終わった後の状態でした。

10番はクジャクソウが咲いており、出荷中とのことでした。

以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

第32回定期総会次第

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。8番から12番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、8番から12番についてはすべて可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、竹沢地区の再設定の案件を審議いたします。申請は1件で関係委員はおりません。申請番号13番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、申請番号13番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、竹沢地区になります。

議長 それでは、申請番号13番について、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員
櫻井委員 はい。推進委員の櫻井が13番について報告いたします。

13番は、東西で高低差があるため、田として2枚に分かれています。
この田は、沼地のようになっており、また水の確保が困難であるため、田としては上手く活用できていないようです。

このため地質改良について工夫し、今年度から畑として活用することとなり、現在ニンニクが作付けされています。

以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号13番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので竹沢地区再設定の申請番号13番については可決、承認されました。ありがとうございました。

第32回定期総会次第

議長 つづきまして、八和田地区の再設定の案件を審議いたします。関係委員がおりますので先に審議いたします。はじめに、申請番号17番について審議します。関係委員である田中委員、大塚委員の退出を求めます。

(田中委員、大塚委員、退席)

議長 それでは、田中委員、大塚委員関係案件の申請番号17番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、申請番号17番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

9番権田委員 はい。9番権田が報告いたします。11月19日午前8時30分から農業委員5名、推進委員2名、計7名で現地調査を行いました。

17番は水稻の収穫後で、この一帯はブロックローテーションにより、麦の種まきが終了していました。

以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号17番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、申請番号17番については可決、承認されました。ありがとうございました。

次の案件も田中委員に關係する案件ですので、大塚委員の着席を命じます。

(大塚委員、着席)

議長 つづきまして、田中委員関係案件の申請番号18番について審議します。事務局より説明をお願いします。

第32回定期総会次第

- 事務局 それでは、申請番号18番の再設定について読み上げます。
 (議案書を朗読)
 最後に調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員
高橋委員 推進委員高橋が報告いたします。
 18番は稲作の収穫後であり、麦の種まきが終了した状態でした。
 以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
 (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
 (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号18番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
 (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、申請番号18番については可決、承認されました。ありがとうございました。
 田中委員の着席を命じます。
 (田中委員、着席)
- 議長 つづきまして、田下委員の関係案件について審議いたします。田下委員の退出を求めます。
 (田下委員、退席)
- 議長 それでは、田下委員関係案件の申請番号14番、20番、35番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、申請番号14番、20番、35番の再設定について読み上げます。
 (議案書を朗読)
 最後に調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

第32回定期総会次第

推進委員
大塚委員

推進委員大塚が14番について報告いたします。

14番は、田と畑が一つにまとまり、耕耘済み、作付け前の状態でした。
以上です。

推進委員
遠藤委員

推進委員遠藤が報告いたします。

20番は、水菜、チンゲン菜、小松菜、山東菜が作付けされていました。
以上です。

推進委員
高橋委員

推進委員高橋が35番について報告いたします。

35番では、のらぼう菜が全体的に作付けされていました。
以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号14番、20番、35番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号14番、20番、35番については可決、承認されました。ありがとうございました。

田下委員の着席を命じます。

(田下委員、着席)

議長

つづきまして、委員関係案件を除く申請番号15番から34番について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、委員関係案件を除く申請番号15番から34番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

第32回定期総会次第

- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員
大塚委員 推進委員大塚が15番、16番、19番を報告いたします。
- 15番、16番は稲作後の耕耘済みの状態でした。
- 19番は稲作後、麦が種まきされた状態でした。
- 以上です。
- 推進委員
高橋委員 推進委員高橋が報告いたします。21番から34番について報告いたします。
- 21番は稲刈り後、大豆の作付けがされていました。
- 22番から24番は稲刈り後の状態でした。
- 25番から28番は大豆が作付けされていました。
- 29番、30番は稲刈り後の状態でした。
- 31番は田んぼで耕耘後の状態でした。
- 32番には麦が作付けされていました。
- 33番、34番は稲刈り後の状態でした。
- 以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。八和田地区再設定、委員関係案件を除く15番から34番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、八和田地区再設定、委員関係案件を除く15番から34番についてはすべて可決、承認されました。これにより、八和田地区再設定の案件はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
- つづきまして、小川地区の新規の案件を審議いたします。小川地区新規設定は3件で関係委員はおりません。申請番号36番から38番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、申請番号36番から38番の新規設定について読み上げます。
- (議案書を朗読)
- 最後に調査区は、小川地区になります。

第32回定期総会次第

議長 それでは、申請番号36番から38番について、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

10番安藤委員

10番安藤が36番から38番について報告いたします。
36番はブロックローテーションで大豆の収穫が終わったあとでした。
37番、38番は稲の収穫後で、とてもきれいな状態でした。
以上です。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。小川地区新規設定、申請番号36番から38番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので小川地区新規設定、36番から38番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、大河地区の新規の案件を審議いたします。大河地区新規設定は3件で関係委員はおりません。申請番号39番から41番について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、申請番号39番から41番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、大河地区になります。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員
澤田委員

推進委員の澤田が39番から41番について報告いたします。

39番はトラクターで整地済みの状態でした。
40番は人参、白菜、ほうれん草が植えてありました。
41番はシノが生えていたり、倒木がありましたが、これから作業を行うとのことでした。
以上です。

第32回定期総会次第

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号39番から41番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、大河地区新規設定、申請番号39番から41番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、竹沢地区の新規設定については申請がありませんでしたので、八和田地区の新規設定について審議します。八和田地区新規設定は22件で関係委員はおりません。申請番号42から63番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、申請番号42番から63番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員
大塚委員 推進委員大塚が報告いたします。42番から60番を報告いたします。

42番から47番は稲の収穫後の状態でした。

48番から52番は稲作後、耕耘済みの状態でした。

53番は、草刈りされた管理状態であり、また稲作後の耕耘済みの状態でした。

54番は稲作後の状態でした。

55番は人参、ニンニク、小松菜、ナス等が作付けされていました。

56番はカブ、小松菜、大根、人参、麦が作付けされ、草刈りされた管理状態でした。

57番から60番は稲作後、耕耘済みの状態でした。

以上です。

推進委員
高橋委員 推進委員の高橋が61番から63番について報告いたします。

61番は稲刈り後の状態でした。

62番は大豆などが作付けされていました。

63番は稲刈り後の状態でした。

以上です。

第32回定期総会次第

- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。八和田地区新規設定、申請番号42番から63番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、42番から63番についてはすべて可決、承認されました。これにより、八和田地区の新規設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
- 以上で、今回申請のあった再設定、新規申請についてはすべて承認されました。ありがとうございました。
- 日程4、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」、を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 つづきまして、議案第3号につきまして説明させていただきます。
- 「農地関連法制度により指定されている「農業振興地域内農用地区域」においては、農地転用が制限されているため、農地転用をする場合には、まずは農用地区域からの除外の手続きが必要となります。
- この度、町より、1件の除外案件について、当委員会に意見が求められていますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。
- (申請番号1番について説明)
- 除外後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。
- 最後に調査区は、八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
- よろしくお願いたします。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 9番権田委員 9番権田が報告いたします。11月19日8時30分から農業委員5名、推進委員2名、計7名で現地調査を行いました。
- 現地は保全の状況であり、境界杭も確認できました。
- 土地の所有者、隣接地の所有者及び耕作者並びに水利組合の同意もあり、特に問題ありません。
- 以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

第32回定期総会次第

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございます。

つづきまして、日程5、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は3件の届出がありました。申請番号1番から順に事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。事務局より報告いたします。報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長 ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和3年度11月第32回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後3時22分です。